

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富山県教育ネットワークと称する。

(主たる事務所等)

第2条

(1) 当法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

(2) 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、無限の可能性を持つ子どもたちのために、公教育と民間教育機関及び教育に関心を抱く諸団体と協力し、子どもたちの保護者とも積極的な交流を図り、学力増進・教育環境等の向上支援をする。それら支援の場で適切な教育情報を提供することで、子どもたち自らの主体的な進路選択の手助けをするとともに、子どもたちの健全育成を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもたちの学力増進を図る事業
- (2) 教育情報の啓発・提供に関わる事業
- (3) 子どもたちと地域の連携を強める事業
- (4) 子育て支援に関わる事業
- (5) キャリア教育を推進する事業
- (6) 学術・文化に資する事業
- (7) 子どもたちの健全育成を図る事業
- (8) 子どもたちの国際理解を深める事業
- (9) 会員相互の啓発を図る事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関等の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 基金拠出会員 当法人の目的に賛同し、基金を1口以上拠出し活動を推進する個人又は団体。当法人の正会員とする。基金の1口は、当法人の基金取扱規定で定める。

(2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、活動を推進する個人又は団体。当法人の正会員とする。

(3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(4) 名誉会員 当法人に功績のあった者または学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

2 団体である会員は、その団体を代理する者を1名定め、当法人に届け出なければならない。これを変更する時も同様とする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会の定める「富山県教育ネットワーク会費規程」による入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (5) 除名

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失したときは、既納の入会金、会費は返還しない。また、拠出金は「富山県教育ネットワーク基金取扱規程」に基づき返還する。

(会員名簿の備置き及び閲覧等)

第14条 当法人は、第7条において定める会員種別に基づく会員の名称及び代表者又は氏名並びに住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成と議決権)

第16条 社員総会は、第7条において定める正会員をもって構成し、社員総会における議決権を次のように定める。

- (1) 基金拠出会員1名の社員総会における議決権は、基金拠出口数に1を加えた個数とする。
- (2) 一般会員1名の社員総会における議決権は、1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任

- (4) 役員の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (6) 各事業年度の事業計画書、収支予算書
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上に当たる正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議決、報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また専務理事1名、常務理事3名を選出することができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とする。
- 3 専務理事は、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長の職務の遂行が困難と理事会が判断したときは、理事会の決定に基づき専務理事が理事長の職務を代行する。

（監事の職務・権限）

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、この法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第30条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬は、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程、規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、専務理事、常務理事の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が

招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める「富山県教育ネットワーク基金取扱規程」によるものとする。

(基金の返還の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の「富山県教育ネットワーク基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第46条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

第8章 定款の変更、解散

（定款の変更）

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

（設置等）

第53条 当法人の活動を推進し、充実するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等につきインターネットホームページ等を利用して積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 附則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第58条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年4月30日までとする。

(設立時役員等)

第60条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

《省略》

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第61条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

《省略》

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人富山県教育ネットワーク設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年6月7日

《省略》

附則

1・平成24年7月5日の総会において、定款第25条2を「常務理事2名」から「常務理事3名を選出することができる。」ことに変更した。